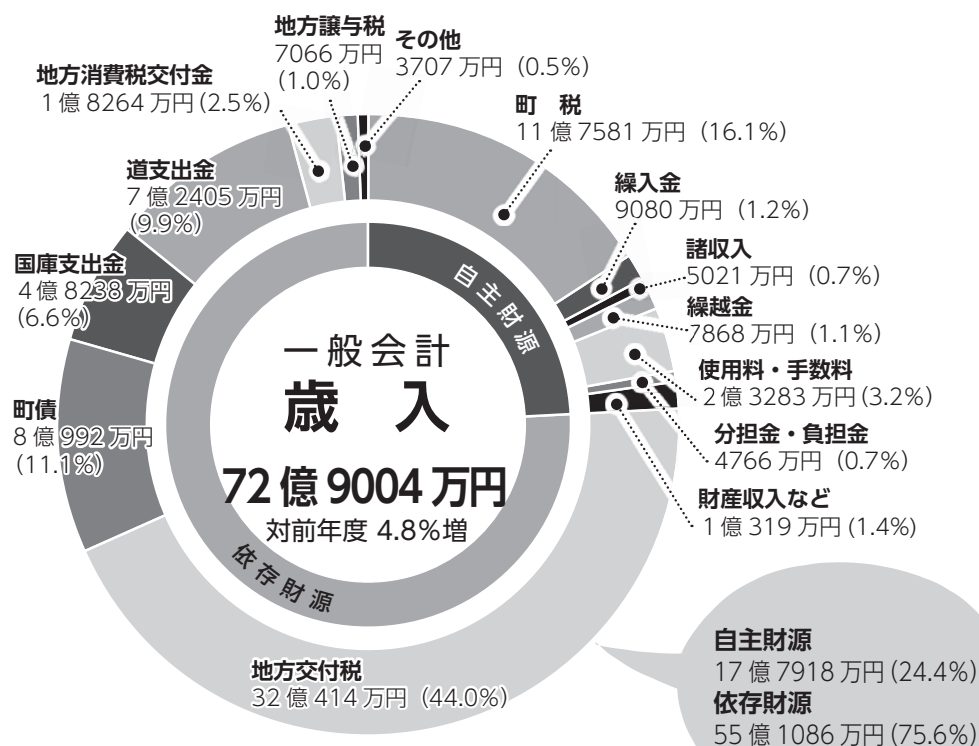


令和元年度 決算の概要

まちの家計簿

問合せ 税務財政課財政グループ (☎74-3003)



収支の状況

令和元年度の1年間の歳入(町に入ったお金)72億9004万円から歳出(使ったお金)71億7388万円を差し引いた額は1億1616万円となり、令和2年度の繰越事業に必要な額899万円を差し引き、1億717万円(実質収支)を令和2年度に繰り越しました。

町税
11億7581万円
(前年度比0.1%の増)

83万円の増
(前年度比0.1%の増)

主な自主財源である町税は、町民税が2.1%の増、軽自動車税が2.6%の増、たばこ税が5.1%の減、入湯税が4.0%の減などにより、町税全体では0.1%の増となりました。

また歳入全体に占める地方交付税の割合は、令和元年度決算では44.0%となり、町

税収入の16.1%を大きく上回り、町にとっては欠かせない財源となっています。

町税をはじめ町が独自に確保できる町の自主財源は、町全体の収入の24.4%であり、残りの財源を国や道からの支出金などが占め、依存財源の割合が75.6%と高くなっています。

町債残高(町の借金)
87億6382万円
(前年度比0.1%の増)

1015万円の増
(前年度比0.1%の増)

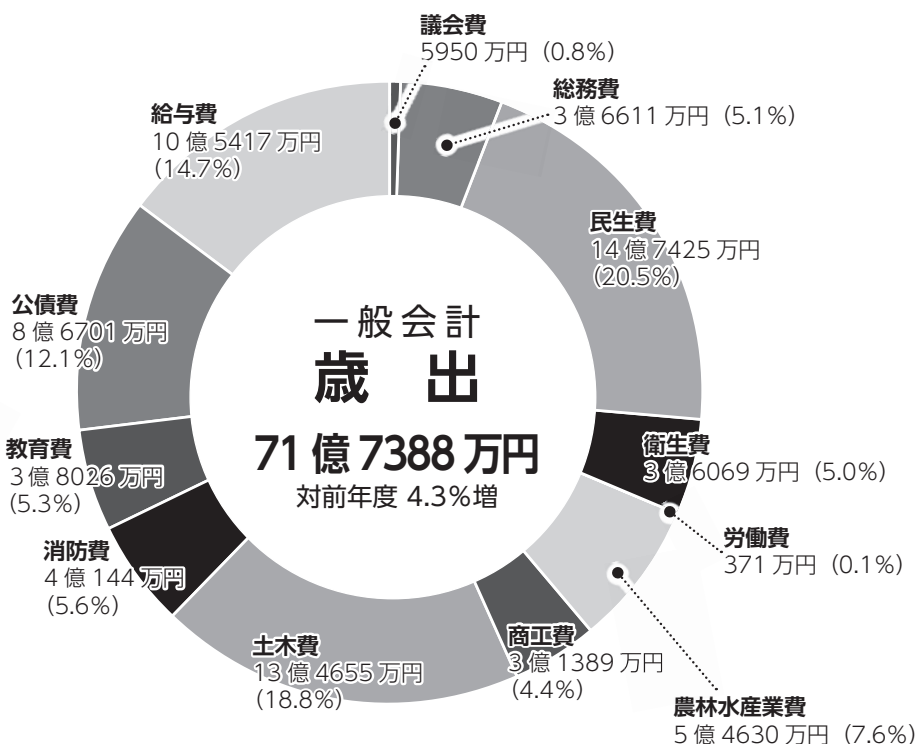
令和元年度の一般会計では、人選別機等整備事業、カゴ洗い機等導入事業、花和地区定住促進住宅整備事業、蛇田地区道路等環境整備事業などに要する費用をまかなうため、8億992万円の町債の借入れを行いました。

一方、町債の償還額(利子を含む)は、8億6698万円で、町債残高は、平成30年度末の87億5367万円から1015万円増加し、令和元年度末で87億



実質収支

1億717万円



町の財政指標

例えば 給料の92.5%が生活費
7.5%が自由に使えるお金

▶ 経常収支比率は92.5% (前年度比0.1ポイント減)

経常収支比率は市町村の財政構造の弾力性を判断する指標で、人件費や公債費など毎年度経常的に支出する経費に対して、町税などの経常的収入がどれくらい含まれているかを示すものです。

サラリーマンの給料（収入）に例えると…

毎月の給料 20万円だとすると…

毎月の生活費（必ず支出しなければならないお金）**92.5% (経常収支比率)**

・光熱水費、家賃、借金の返済など……………**18万5千円**

自由に使えるお金……………**7.5% 1万5千円**

生活費を節約することで余裕ができる！

町の経常収支比率は92.5%なので、全道の町村平均値92.3%（平成30年度決算数値）と同程度となりますが、更なる経常経費の節減に努める必要があると言えます。

▶ 実質公債費比率は10.2% (前年度比1.1ポイント減)

例えば 毎月のローン返済が月収の10.2%

実質公債費比率は、自治体財政の健全化度をはかる指標として平成18年度から新たに導入され、自治体の収入に対する借金返済額の割合を示す比率です。当町の実質公債費比率は10.2%で、平成23年度決算をもって財政健全化団体からは脱却したものの、依然として全道の市町村の平均値7.1%（平成30年度公表値）を大きく上回っています。

数値が高い要因として有珠山災害復旧事業などに要した借り入れが大きく影響していて、今後は新たな借入を抑制し、借金を返済することで比率を減少していく必要があります。

6382万円となりました。町債の償還額は、平成21年度末でピークを過ぎましたが、償還額は依然多額で推移することから、新たな起債事業（借金をして行う事業）は、

借入額と償還額の将来的なバランスを考えて行う必要があります。町債の残高を町民1人当たりの借金として換算すると、約102万円（前年度

約100万円）となり、将来世代に対する負担の軽減を図るよう努めなければなりません。（令和2年3月末住民基本台帳人口…8590人として算定）

特別会計

の状況



■国民健康保険特別会計

令和元年度の1年間の歳入13億9916万円から歳出13億7556万円を差引いた額は、2360万円（実質収支）となり、令和2年度に繰り越しました。

■公共下水道事業特別会計

令和元年度の1年間の歳入6億8303万円から歳出6億6781万円を差引いた額は、1522万円（実質収支）となり、令和2年度に繰り越しました。

■介護保険特別会計

令和元年度の1年間の歳入11億1462万円から歳出11億1076万円を差引いた額は、386万円（実質収支）となり、令和2年度に繰り越しました。

■簡易水道事業特別会計

令和元年度の1年間の歳入9809万円から歳出9571万円を差引いた額は、238万円（実質収支）となり、令和2年度に繰り越しました。

（単位：万円、%）

区 分	予算現額	歳 入		歳 出	
		決算額	収入率	決算額	執行率
国民健康保険特別会計	144,977	139,916	96.5	137,556	94.9
公共下水道事業特別会計	68,321	68,303	100.0	66,781	97.7
介護保険特別会計	111,884	111,462	99.6	111,076	99.3
簡易水道事業特別会計	9,721	9,809	100.9	9,571	98.5
後期高齢者医療特別会計	17,241	17,071	99.0	16,443	95.4

は、238万円（実質収支）となり、令和2年度に繰り越しました。

■後期高齢者医療特別会計

令和元年度の1年間の歳入1億7071万円から歳出1億6443万円を差引いた額は、628万円（実質収支）となり、令和2年度に繰り越しました。

水道事業会計

の状況



収益的収支については、収入が2億5962万円（消費税込金額2億7605万円）、支出が2億5582万円（消費税込金額2億6278万円）で、当期純利益が380万円となりました。

資本的収支については、収

入が1億580万円、支出が1億5184万円となり、不足額4604万円は当該年度消費税や地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補てんしました。



（単位：万円、%）

区 分		予算現額	決算額	執行率
収益的収支	収 入	27,426	27,605	100.7
	支 出	27,426	26,278	95.8
資本的収支	収 入	10,740	10,580	98.5
	支 出	15,280	15,184	99.4

※予算現額と決算額は、消費税込みの金額です。

町有財産

の状況



土 地	12,009,242㎡
(内訳)	
公の施設	2,343,311㎡
宅 地	71,484㎡
山 林	2,922,271㎡
保 安 林	5,485,741㎡
原 野	904,457㎡
雑 種 地	195,121㎡
そ の 他 (農地などの地目)	86,857㎡
建 物	150,955㎡
有価証券	7155万円
出 資 金	2713万円
基 金	38億4655万円

基金のうち歳入不足を補てんするために使用することができる基金の残高は、総額で17億2266万円（前年度17億7122万円）、財政調整基金の一般会計への財源補てんなどにより、前年度比で4856万円減少しました。

内訳は、財政調整基金13億1061万円、減債基金1億295万円、備荒資金組合積立金のうち超過納付分3億910万円です。



地方債年度末現在高

■一般会計

(単位：万円、%)

区 分	令和元年度末残高	構成比
一般公共事業債	35,922	4.1
公営住宅建設事業債	170,695	19.5
災害復旧事業債	4,107	0.5
緊急防災・減災事業債	968	0.1
全国防災事業債	2,049	0.2
教育・福祉施設等整備事業債	3,293	0.4
一般単独事業債	273,369	31.2
過疎対策事業債	96,842	11.0
減税補てん債	1,928	0.2
臨時財政対策債	287,209	32.8
合 計	876,382	100.0

■公共下水道事業特別会計

(単位：万円、%)

区 分	令和元年度末残高	構成比
下水道事業債 (特環)	19,255	7.5
下水道事業債 (公共)	88,023	34.3
資本費平準化債 (公共)	149,073	58.2
合 計	256,351	100.0

■簡易水道事業特別会計

(単位：万円、%)

区 分	令和元年度末残高	構成比
簡易水道整備事業債	33,002	100.0
合 計	33,002	100.0

■水道事業会計

(単位：万円、%)

区 分	令和元年度末残高	構成比
水道事業債	93,583	100.0
合 計	93,583	100.0

令和元年度
決 算

健全化判断比率と資金不足比率の公表

■健全化判断比率

(単位：%)

区 分	令和元年度比率	平成 30 年度比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	15.00	20.00
連結実質赤字比率	—	—	20.00	30.00
実質公債費比率	10.2	11.3	25.0	35.0
将来負担比率	49.7	58.6	350.0	—

※各比率の「—」は、赤字または資金不足がないことを表しています。

■資金不足比率

(単位：%)

会 計 名	令和元年度比率	平成 30 年度比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	20.0
公共下水道事業特別会計	—	—	20.0
簡易水道事業特別会計	—	—	20.0

※各比率の「—」は、赤字または資金不足がないことを表しています。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項に基づき、令和元年度決算により算定した健全化判断比率及び資金不足比率は、次のとおりです。算定の結果、実質公債費比

率、将来負担比率とも、前年度決算に比べ改善が図られました。引き続き財政の健全化に向けて、町民の皆さんの理解と協力を得ながら進めていきます。